

令和6年度群馬県産有機農産物等の販路拡大及び認知度向上に関する 業務委託仕様書

本仕様書は公募段階のものであり、仕様書の詳細については、採用された企画提案に基づき、県との協議の上で決定する。

1 業務の名称

令和6年度群馬県産有機農産物等の販路拡大及び認知度向上に関する業務委託事業

2 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

3 本業務の趣旨

首都圏への販路拡大に意欲がある群馬県内（以下、県内という。）の有機農業に取り組む生産者を支援するため、東京都内の専門店で環境負荷低減や健康への意識が高い層をターゲットとしたテスト販売・試食会を実施し、そのニーズを把握する。

また、地球環境に配慮した農業の取組やその魅力を広く発信することで、消費者の理解促進を図るとともに、生産者間の交流を促進するため、県内でオーガニックイベントを開催する。

これらの取組により、群馬県産有機農産物等の認知度向上及び生産量増加に繋げる。

4 事業費

10,482千円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む）とする。

【内訳】

- (1) 東京都内での群馬県産有機農産物及び有機加工食品のテスト販売業務 7,482千円
- (2) 県内でのオーガニックイベント開催業務 3,000千円

5 業務の内容

群馬県産有機農産物等の販路拡大及び認知度向上に関する業務に係る企画、制作、演出、運営及び付随する業務一式を委託する。なお、業務遂行の全ての過程において、群馬県（以下、県という。）との打合せ・調整を密に行うものとする。

(1) 東京都内での群馬県産有機農産物及び有機加工食品のテスト販売業務

① 開催内容

ア 開催時期

以下の期間のうち、それぞれ1週間ずつ、各1店舗で開催すること。

- ・令和6年8月中旬～9月上旬
- ・令和6年11月下旬～12月中旬
- ・上記日程において、十分な販売品目が揃わない場合や災害発生のおそれ、感染症拡大等、やむを得ない事情が生じた場合は、県と協議の上、別途開催日を決定すること。

イ 開催場所

都内に位置する有機食品を扱う小売店とし、それぞれの開催時期で、別系列の店舗とすること。

② 企画調整

以下の内容について、準備・調整を行うこと。

ア 販売品目

- ・有機JAS認証を取得した群馬県産有機農産物及び有機加工食品（買取り方式とする。）
- ・上記を満たし、G-アナライズ&PRチームで発表した品目を含めること。

イ 販売スペース及び販売数量

1店舗あたり、平台1台分（奥行き1.5m×横2m）程度の大きさとし、販売数量は、開催期間を通して実施可能な量とするが、最終的には収穫量等を考慮し、県と相談の上、決定すること。

ウ 輸送手配

県内生産者からテスト販売実施小売店への輸送の調整、手配などを行うこと。

エ 販売員配置

過去に販売員としての業務経験があり、来場者への商品説明や試食提供等、販売促進活動可能な人員を手配する。販売員は、実施期間中、毎日配置することとし、1店舗につき1名以上配置する。

オ 試食提供

販売員配置期間中、毎日試食提供を実施し、試食提供のための調理器具、食材、消耗品等を手配すること。

カ 販売コーナー装飾

小売店舗内での群馬県産有機農産物及び有機加工食品販売が目立つよう販売コーナーを装飾すること。

キ その他

本業務の目的を達成するため、必要な業務を行うこと。

③ アンケートの実施

消費者のニーズを把握するため、以下の内容について実施すること。

ア 消費者向けアンケート

- ・購入者を対象に価格許容度、認知度、改善点等のアンケートを実施する。なお、アンケートの実施方法及びその内容については、県と相談して決定すること。
- ・アンケート回収率を上げるための効果的な策を提案すること。
- ・合計300件以上の回答を得られるよう小売店と調整を行うこと。

④ ヒアリング及び報告会等の実施

テスト販売実施後、実施小売店等において、県産有機農産物及び有機加工食品を常設的に扱ってもらうことを目標に、以下の内容について実施すること。

ア 実施小売店へのヒアリング

- ・群馬県産有機農産物及び有機加工食品の取扱い状況、仕入れ先ルート、課題点等のヒアリングを行うこと。

イ 生産者へのフォローアップの実施

- ・実施小売店、実需者を含め、出品生産者へテスト販売の結果をフィードバックするとともに、意見交換会を実施すること。

⑤ 広報活動

ポスター、チラシ、SNS、紙面掲載、パブリシティなど、各種媒体を用いて、集客効果を高めるための工夫・仕組みを提案すること。

⑥ その他

ア 疾病等、不測の事態が生じた場合を考慮し、代替事業の想定をしておくこと。

イ 当業務を実施するにあたり、より効果的な方法がある場合は、その旨提案すること。

(2) 県内でのオーガニックイベント開催業務

本イベントは、生産者及び消費者の交流の機会を設けることで、地球環境に配慮した農業の魅力を広く伝えることを目的としており、その発信力をより高めるために、共同で開催することを計画している。

県は、会場使用料及び会場設営費（上限3,000千円）を負担し、その他の必要経費については、本業務の趣旨を十分に理解し、賛同する企業・団体等を選定の上、共催を募るなどの工夫をすること。

① 開催内容

ア 開催時期

令和6年12月上旬～令和7年1月下旬のうち、いずれかの土曜日又は日曜日に1回実施すること。ただし、(1) 東京都内での群馬県産有機農産物・加工品のテスト販売業務の日程と重複しないこと。（※荒天の場合、中止とする。）

イ 開催場所及び規模

- ・出店者や来場者がアクセスしやすい場所を選定すること。また、本業務の趣旨を意識し、適切な規模とすること。
- ・来場者は1万人程度を目標とする。

② イベント構成内容（予定）

ア 生産者による販売ブース

販売対象品目は以下のとおりとし、出店者を募集の上、選定・決定すること。

なお、ブース数の目安は20小間程度とし、会場の規模を踏まえ、県と協議の上で決定する。

【販売対象品目】

- ・有機JAS認証を取得した群馬県産有機農産物及び有機加工食品
- ・群馬県特別栽培農産物、ぐんまエコファーマーが生産した農産物及びこれらを使用した加工品
- ・上記以外の品目については、県と協議の上、決定する。

イ 協賛事業者PRブース

協賛企業・団体を募る場合は、本業務の趣旨に沿った適切な企業・団体を選定することとし、ブース数は県と協議の上、決定すること。

ウ 出店料

出店者から適切な金額の出店料を得ることを可能とする。

エ その他

十分な集客が期待できるイベント内容、演出等についても企画・提案すること。

③ 運営に係る一切の業務

ア 事前準備

- ・消防、食品衛生等に係る必要な手続については、県と協議の上、適切に対応すること。
- ・出店者向けのガイドブック（実施概要、出店要領や出店者一覧等）を作成するほか、運営マニュアル、会場配置図配員図等を作成すること。
- ・イベント実施スケジュール（準備期間や広報スケジュール等を含む）を作成すること。

イ 会場整備及び案内業務等

- ・会場・誘導案内、受付等を必要な箇所に設置し、来場者の安全を確保すること。
- ・来場者への配布用として、会場出店ブースマップのチラシを用意すること。
- ・当日はイベント本部を設置し、運営管理や問合せ対応に当たること。

ウ 会場設営

- ・本イベント実施にあたり、必要な設備の搬入、搬出、設営及び撤去を行うこと。また、出店者の設営及び運営の補助を行うこと。
- ・受託者は設営にあたり、必要な物品の確認、手配、設備の準備等について、県と事前に調整すること。
- ・来場者及び出演者や関係者の休憩・飲食スペース及びゴミ箱を設置すること。また、イベント終了後のゴミの収集処分を行うこと。
- ・イベント終了後は、必ず原状回復を行うこと。
- ・不測の事態が発生した場合等を想定して、イベント保険等に加入すること。

エ その他

円滑な運営ができるよう、必要な業務を行うこと。

④ 広報活動

ポスター、チラシ、SNS、紙面掲載、パブリシティなど、各種媒体を用いて、集客効果を高めるための工夫・仕組みを提案すること。

⑤ その他

ア 疾病等、不測の事態が生じた場合を考慮し、代替事業の想定をしておくこと。

- イ 当業務を実施するにあたり、より効果的な方法がある場合は、その旨提案すること。
- ウ 本事業に関わる責任者及び担当者については、本事業の趣旨・内容を十分に理解し、業務遂行に必要な知識、能力、経験を有する人員を配置すること。

5 成果物の提出

以下のものを県が指定する期日までに納品すること。

- ・業務の内容（１）（２）の活動記録写真及び動画
- ・その他、本業務により発生した成果物

6 実績報告書の提出

業務完了後、速やかに以下の内容を記載した実績報告書を作成し、提出すること。

- ア 実施概要
- イ 実施費用内訳
- ウ SNSへの掲載内容及び閲覧数等
- エ メディア等に採用された実績（メディア名、内容、時期、その他必要な事項）
- オ 委託業務・アンケート結果に関するまとめ、課題、分析、考察、評価及び次年度以降の群馬県産有機農産物等の販路拡大に向けた提案
- カ その他本業務に関連するもので、県が指示する内容

7 留意事項

(1) 著作権等の権利及び成果の帰属

本業務で制作した成果物の著作権及び使用権は、受託事業者に留保されるもの（受託事業者が従来から権利を有していた受託事業者固有の知識、技術等に関する権利等）を除き、県に帰属するものとする。

また、受託事業者は、本業務で県に帰属することとなる著作権に関する著作者人格権を行使せず、また、受託事業者の従業員が、これらの権利を有する場合には、この者が著作者人格権を行使しないために必要な措置をとるようにすること。

(2) 秘密保持

本業務で知り得た業務上の秘密は、保持しなければならない。

本業務に関し、受託事業者が県から受領した資料等は、県の承諾なしに公表及び使用してはならない。

(3) 個人情報の保護

本業務で扱う個人情報の保護、流出、紛失に十分注意すること。なお、本業務で個人情報を集める場合には必ず、個人情報の取扱いに関する文章を示すこと。

(4) 再委託の可否

受託者は、業務の性質上、やむを得ない事情または効率的と認められる場合には、書面で県の承認を得たうえで、他者に再委託できる。ただし、企画提案書における業務実施体制に記載している事業者が実施する場合には、県の事前の承認は不要とする。

(5) その他

- ア 県と十分協議を行いながら事業を進めること。
- イ 委託期間中に進捗状況の報告を求めることがある。
- ウ 仕様書に記載のない事項については、その都度協議する。
- エ 本事業に要した経費等の帳簿等を備え、事業終了後、次年度から起算して5年間保管すること。
- オ 業務内容（1）で得た収益については、経費に充当すること。
- カ 業務内容（2）で得た協賛金や出店料等は、経費に充当すること。

【参考】

G-アナライズ&PR チームについて（ぐんまアグリネット内）

https://aic.pref.gunma.jp/know/prefectural-action/analyze_pr